

いま困っていること、知りたいことはどんなことですか？

仕事を続けながら妊娠・出産・育児を迎えることへの不安や悩みを抱えながら、毎日を過ごしていらっしゃるいませんか。

次のようなことがありましたら、お気軽に相談してください。

パートや契約社員は産休や育休が取れますか？

頑張っているのにずっとパートのまま。正社員にならないの？

産休から復職する際に「新しい人を採用したから復職しても仕事が無いから退職するか休業を延長して自宅待機してもらいたい」と会社から言われた。

子どもがいることを理由に仕事内容や勤務場所を変えられた。

妊娠を報告したら「いつまで勤めるの？」と聞かれた。

妊娠を報告したら、「妊娠中は辛いだろうからしばらく職場を休むように」と言われた。

妊娠中だが、医師から会社を休むよう指導を受けている。会社に指導についてどう伝えればよいか。

妊婦健診に年次有給休暇を使って行きたいと会社に伝えたと、「年休はないから」と言われて困っている。

賞与の算定期間中は出勤していたのに、支給日には産休中だったため、賞与がゼロだった。

派遣社員で勤務しているが、妊娠を報告したら、「派遣先の要望で別の人に交替させるから」と言われた。

妊娠、出産したことにより会社から退職をすすめられた。身分変更もすすめられているがどうすればよいか。

妊婦健診のために会社を休みたいのですが…。

採用面接に応募すると、性別を理由に断られた。

妊娠したことを伝えたところ、雇用契約期間が終了したからと言われて契約が切られた。

雇い入れ通知書を交付して欲しいと頼んだら、退職になった。

職場でセクハラを受けて困っている。



職場での妊娠・出産に関するトラブル、セクシュアルハラスメント等についての相談窓口

福井労働局雇用均等室へ 電話 (0776) 22-3947

相談受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (月曜日から金曜日)

★夜間・土曜日にご相談されたい場合は「仕事応援ダイヤル」をご利用下さい (全国社会保険労務士連合会)

固定電話の場合 0120-07-4864 ナルホドシヤロウシ 携帯電話の場合 0570-07-4864 ナルホドシヤロウシ

(月曜日から金曜日は午後5時から午後8時まで、土曜日は午前10時から午後6時まで)

相談は無料で、プライバシーも守られます。匿名での相談も可能です。お気軽にお電話ください。

福井労働局雇用均等室 〒910-8559 福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎9階

福井労働局ホームページアドレス <http://www.fukuiroudoukyoku.go.jp>

福井労働局雇用均等室では、職場での性別による差別、セクハラ、育児・介護休業等制度、パートタイム労働についての相談を受けています。また、法違反が疑われる場合は、無料でトラブル解決のお手伝いも行っています。